

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規則第 4 号）、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記 1 のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第 3 条に規定する者に該当しない者であること。【注 1】
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県庁舎等管理業務関係指名停止等基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名保留の措置期間中でないこと。また、公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止等の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
（営業種目）大分類：役務 中分類：清掃
（希望順位）第 1 希望もしくは第 2 希望
- (5) 公告日を含む年度を基準年度とし、基準年度を含めて過去 5 年度において、1 件 1,000 万円以上（複数年契約にあつては 1 事業年度あたり。消費税および地方消費税を含む。）の清掃請負契約の履行実績を有する者であること。
- (6) 入札参加者および代理人は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）を、持参または郵送により令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 5 までに別記 2 に示す場所に提出し、入札参加

資格を有していることの確認を受けなければならない。なお、郵送の場合は書留等、配達状況が確認できるものにより上記期限までに必着のこと。

3 入札説明会

行わない

4 入札および開札

(1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、別記5に示す者に説明を求めることができる。但し、入札後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者またはその代理人は、入札書(別紙様式2)を別記3の日時および場所に持参することとし、郵送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別紙様式2)を提出しなければならない。

代理人が入札する場合にあつては、入札執行前に入札権限に関する委任状(別紙様式3)を提出しなければならない。なお、この場合、入札書の住所、氏名および押印は、委任状と同じ代理人のものとする。

ア 入札金額

イ 委託業務名

ウ 履行場所

エ 履行期間

オ 入札保証金額

カ 入札日

キ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

ク 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(但し、入札金額

の訂正は認めない。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

- (6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札参加者またはその代理人は、請負代金の部分払の有無、支払回数等の契約条件を11に示す契約条項に基づき十分考慮して、入札金額を見積るものとする。
- (10) 開札の日時および開札の場所は、別記3のとおり。
- (11) 入札(再度入札を含む。)を行う部屋には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員以外の者は入室することができない。
- (12) 入札参加者またはその代理人は、入札時刻後においては、当該入札室に入室することができない。
- (13) 入札参加者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該入札室を退室することはできない。
- (14) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該入札室から退場させる。
- ア 私語、放言等をした者
 - イ 酒気を帯びて当該入札室へ入室した者
 - ウ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - エ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (15) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (16) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

5 最低制限価格

設ける

6 入札保証金の納付

(1) 取扱規程第 10 条 [注 2] に該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

なお、取扱規程第 10 条第 2 号に該当する場合は、持参または郵送により令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 5 時までに入札保証金免除申請書（別紙様式 4）を別記 2 に示す場所に提出しなければならない。なお、郵送の場合は書留等、配達状況が確認できるものにより上記期限までに必着のこと。

(2) 入札参加者またはその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきとされた場合にあっては、入札告示等において示された開札の日時までに入札参加者またはその代理人の見積る入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金または入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。

(3) (2) の入札保証金に代わる担保の種類および価値は、次に掲げるところによるものとする。

種 類	価 値
大学が確実と認める金融機関が振り出し、 または支払保証した小切手	額面金額

(4) 入札参加者またはその代理人は、入札保証金を納付した場合には、出納責任者（契約責任者から入札保証金の出納および保管を命じられた者）から保管書の交付を受けなければならない。

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札保証金として納付する担保を提出した場合には、保管書の交付を受けなければならない。

(6) 入札参加者またはその代理人は、保険会社との間に県立大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、入札保証金の納付は免除されるが当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。

(7) 入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、入札参加者またはその代理人が納付した入札保証金等は、保管書と引換えに即時にこれを還付するものとする。

(8) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県立大学に帰属するものとする。

7 無効の入札書

入札書で、次に各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札書
- (6) 入札書記載の金額、記名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

9 契約保証金

免除する

10 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から

7日以内に契約書の取り交わしをするものとする。ただし、契約責任者が特別な事情があると認めるときは、その期限を30日の範囲内で延長することができる。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約責任者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において、契約責任者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(5) 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

12 その他必要な事項

(1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 現地確認を希望する場合は、予め別記5に掲げる者に連絡し、了承を得ること。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名および数量

令和5年度公立大学法人滋賀県立大学学舎清掃業務 一式

(2) 委託業務の内容等

別冊仕様書による

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

滋賀県立大学学舎 彦根市八坂町 2500 他

2 契約条項を示す場所および日時

(機 関 名) 公立大学法人滋賀県立大学事務局財務課施設管理係

(郵便番号) 522-8533

(所 在 地) 彦根市八坂町 2500

(日 時) 令和5年2月22日(水)から令和5年3月6日(月)まで(土曜
日、日曜日および祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時まで(正午
から午後1時までを除く。)

3 入札および開札の場所および日時

(1) 入札の日時および場所

入 札 日 時 令和5年3月9日(木) 午後1時30分

入 札 場 所 滋賀県立大学A0棟第2会議室

(2) 開札の日時および場所

入札終了後直ちに入札者立会いの上行う

4 質問および回答

本件入札に関する質問事項については、以下の方法により、受付および回答を行う。
その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 受付期間

令和5年2月22日（水）から令和5年3月6日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の各日午前9時から午後5時までとする。

(2) 質問方法

任意の様式に質問内容を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより5に示す場所へ提出すること。

なお、郵送の場合は書留等、配達状況が確認できるものにより上記期限までに必着のこと。FAX、電子メールの場合は、5に示す者に電話で送信したことを伝え、着信したことを確認すること。

(3) 回答方法

質問を受理した日から3日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く。）に質問者へ文書、FAXまたは電子メールで回答する。

(4) 質問および回答の閲覧

すべての質問および回答の内容について、5に示す場所において閲覧できるものとする。閲覧の日時は令和5年2月22日（水）から令和5年3月8日（水）（土曜日、日曜日および祝日を除く。）までの各日午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

5 当該調達に関する問い合わせ先

（機 関 名） 公立大学法人滋賀県立大学事務局財務課施設管理係

（郵便番号） 522-8533

（所 在 地） 彦根市八坂町 2500

（電話番号） 0749-28-8208

（FAX 番号） 0749-28-8471

（E-mail） shisetsu@office.usp.ac.jp

（担 当 者） 日比 大希

（照会方法） 文書あるいは電子メールにより行うこと。

[注1]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

[注2]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(入札保証金の納付の免除)

第10条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付す場合において、第2条に規定する契約責任者が定めた資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）または地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）であるとき。